

わが国における映画検閲概念の成立

三 浦 嘉 久

序

戦前、映画をめぐる法律関係はその保護から規制まで実に広く多様にわたっており複雑であった。その上映画の非記録性や警察の秘密主義による史料的制約から、映画の法的規制に関する認識は必ずしも正確ではなく近時にも“映画の取締りは、1911年10月、浅草の金龍館で上映された「ジゴマ」……が、社会的に大きな反響をおよぼしたことから始まる”⁽¹⁾といった誤った叙述がみられるほどである。

映画検閲は法的規制の一態様である。しかしその意義はしかく明解ではない。そもそも検閲という文言は戦前法令用語としては今日と比べて核心を異にしていた。たとえば1911（明44）年発行の「法律大辞書」で「検閲」をひくと今日いう検閲の内容はなく、旧刑事訴訟法第68条などにみえる検閲の説明に費され、それは要するに“別に語の外に深き意義あるにあらず。単に閲覧というに異ならず”⁽²⁾とするものである。“映画については、正式に検閲がみとめられていた”⁽³⁾し、法文上もすでに1917（大6）年の「活動写真興行取締規則」（警視庁令第12号）に「フィルムの検閲」という文言がみえているにもかかわらず、昭和になっても末弘巖太郎他編「法律学辞典」（昭9），我妻栄，宮沢俊義，横田喜三郎編「法律学小辞典」（昭12）などの法律学辞典には「検閲」の項目は登場しなかった。ここにも公法学者が人民の自由の侵害に鋭い問題意識をもたなかつたことを指摘できるだろう。他方大正時代に映画検閲を次のように定義した映画人があった。“センサーシップ。行政府その他の機関に於て、映画の対社会・国家に対する影響の上から之を審査し、悪影響を予防する制度のこと”⁽⁴⁾。ここには検閲の主体、事前検閲と事後検閲の区別などについて問題が多く、問題意識がやはり不十分である。このように戦前に検閲は映画検閲の場合に限らず常識上は広く使用されていたにかかわらず独立の概念としては奇妙に未成熟であった。

今日、検閲は憲法上も明記されている（第21条第2項）。そして斯界の代表的な辞典である我妻栄編「新版新法律学辞典」（1967）に「検閲」は項目として掲げられ次のように定義されている。“文書その他何らかの形式による表現（たとえば映画・図画等）の内容を強権的に調べること。その表現内容が発表される前の検閲（事前検閲）と発表後の検閲（事後検閲）とがある。通常、思想統制、公安又は機密保持等の警察上の目的のためになされる。思想・表現の自由は民主主義の基礎をなす基本的人権であるが、検閲はこれに対する重大な侵害となるので、憲法はどのような検閲も…

般的には認めない（以下略）。”

このように検閲概念は戦後内容を一新した。実に法的概念もまた“不斷の勤労であり、しかもひとり国家権力の勤労たるに止まらないで、全民族の勤労である”⁽⁷⁾というべきであろうか。検閲概念には勤労的性格と歴史的性格がみられるのである。

本稿は戦前、映画の最初の興行が行われたころから1925(大14)年、内務省令「映画『フィルム』検閲規則」が制定されたころまでを一時代としてそこに映画検閲とは何であり、そしてその法的根拠は何であったかを統一的に認識しようとするものである。もっともここにおいては、映画の法的規制に関しては“中央法令が比較的少く、多くは地方府令に任されている”⁽⁸⁾にもかかわらず、例を東京に限定した。各地方の法制は今後の課題としたいのである。

なお筆者は社会教育学を専攻する者である。ここに映画検閲を課題とする理由は、“娯楽は人間に取って一日も欠くべからざる精神上の常食”⁽⁹⁾であり、“映画館は民衆大学である”⁽¹⁰⁾とする根拠は十分あったと認めるから検閲は教育上にいわゆる「形成」⁽¹¹⁾において重要な意義を持つと考えることにある。

2. 映画検閲の概念

戦前の映画検閲についてその主な問題を以下4点に分けて述べる。

第1 映画検閲の、映画の法的規制における地位。「活動写真の取締」(映画の法的規制)は、映画の内容や思想に対してだけでなく、広く興行場、興行、観客、広告などに対しても行われた。

初め映画検閲はその他の規制に比較して特に重視されたものではなかった。映画自体が警察上特に重要な取締対象ではなかった。それは古い「観物場取締規則」(明24、警察令第15号)という法規により「観物」(見世物)、たとえば角抵、撃劍、軽業、手品、身芸、力持、曲馬、犬芸など諸種の技芸・動物などと同列に扱われたのである。

実例も映画検閲は他の映画の規制よりも新しい。すなわち東京において映画(ヴァイタスcope)の最初の興行が行われたのは1897(明30)年3月6日、神田の錦輝館においてであった。この時の主な映画は、「露国皇帝即位戴冠式」、「メリーランド」、「胡蝶の舞」、「ナイヤガラ瀑布」など16本、主に実写映画で1本の上映時間は1、2分程度の短篇であった。この興行は大成功で、日延が繰り返され半月間も続いた。しかし“やればまだ打てたけれども、二階が墜落したので、建物が危険だといって、小面倒な官の命令などがあったのでやめた”⁽¹²⁾と伝えられる。これは記録に残ったおそらく最初の規制例であろう。当時映画の法的規制の根拠法は「観物場取締規則」(警察令第15号)であるが、その第28条に“警視庁ハ臨時警察官吏ヲシテ臨監セシメ(中略)構造上危害ノ虞アリト認ムルトキハ其ノ興行ヲ停止スルコトアルヘシ”とあった。ここでは興行場の危険

防止が目的である。

その後1903（明36）年10月、電気館が最初の映画常設館として発足したが、それは浅草公園にあった。これは「観物場取締規則」第2条，“観物場ハ左ノ場所ニ非サレバ常設スルコトヲ許サズ（中略）一 浅草公園第六区 二 特許ヲ得タル場所”にかかる。

これら最初の規制は錦輝館の例でも電気館の例でも映画の内容を対象としたものではなかった。検閲の古い例は1906（明39）年4月に事前検閲をうけた「宗教裁判」¹³、1908（明41）年2月に事後検閲をうけた「仏国大革命」である。明治40年前後に見られ比較的新しい。映画史上明治30年代は映画の見世物時代というべく映画は写真が暫く動いて見える程度の見世物にすぎず、その内容が特に問われるまでには発達していなかったのである。

明治40年代は劇映画が発達して一般に迎えられた時代であった。このとき有名な「ジゴマ」事件がおこる。それは1911（明44）年11月、浅草・金龍館に犯罪映画「ジゴマ」（フランス・エクレール会社製作）が封切されたところ、大ヒットしこれに関連して映画の社会的悪影響が問題となり、1912（大元）年10月警視庁はジゴマと名のつく一切の映画を上映禁止した事件である。ここには映画が急激に大衆娯楽の王座に登り詰める時勢の背景があった。

このころから映画検閲は一段とやかましくなった。さきに上映禁止となった「仏国大革命」の場合同じフィルムながら題名と話の内容を改めたことで翌日再上映が許され、当局は新聞から“耳を掩ふて鈴を盗むの愚”¹⁴と批判されたのであったが。

1917（大6）年7月、「ジゴマ」事件を契機として最初の統一的な映画法、「活動写真取締規則」（警視庁令第12号）が制定された。これは第1章 総則、第2章 興行場、第3章 フィルムノ検閲、第4章 説明者、第5章 興行、第6章 罰則および付則からなり、第1条から第51条に及ぶ大法典であった。この内映画検閲が本法規のかなめであったことは橋高広（警視庁検閲係長）の次の講演から知られる。“活動写真の取締は、危害防止と云ふ点から、建築の制限、衛生上の設備と云ふこともあります、肝腎などころはフィルムの検閲であります、フィルムの検閲が完全に行はれ、フィルムの不良分子が除けるものなら、取締の目的も半ば達したと申して宜しいのあります”。その後映画検閲の地位は1921（大10）年7月の「興行物及興行取締規則」（警視庁令第15号）を経て次第に高まっていく。

そして1925（大14）年5月、内務省令「活動写真『フィルム』検閲規則」（第10号）が制定される。ここに映画検閲は内務大臣が行うこととされ（第1条、第2条）、映画興行その他の規制は東京の場合従来どおり警視総監が行うこととなつた。¹⁵

省令を検閲の一点にしほり、名も「活動写真取締規則」ではなく、狭く「活動写真フィルム検閲規則」と定めた理由は何か。ある当局者は消極的に“創業の際問題の多くを顧みる暇なく”¹⁶と

述べる。しかし他は映画は“今日に於てはまさに興行物中の王者であり、単に娯楽としてのみならず社会各方面の事業のために利用されてゐる。従ってその影響といふものは、善悪何れにしても極めて大なるものがある訳で、フィルムの検閲といふことはこの意味に於て極めて重要視されるのである”¹⁸といい、今一人は同じく“活動写真取締の主要方法は検閲である”¹⁹という。後者の積極的な理由が妥当なところであろう。

第2 映画検閲の基準。初め風俗的観点が主であったが、明治末期から政治的観点が次第に重視されていった。

最初の映画取締法となった「觀物場取締規則」(明24, 警察令第15号)には検閲の基準となるべき条文としては、“猥褻ノ物品技芸其他風俗ニ害アルモノヲ觀覽ニ供スヘカラス”(第19条)があり、明らかに風俗的観点が問題だったのである。

取締当局の方針も同様だった。新聞によれば1908(明41)年8月、警視庁・保安課長が“今後ますます厳しく取締る考へであるが、其内にも姦淫、盜賊、詐欺に関する事は一層注意を払ふ考へである”。と述べ、1913(大2)年6月、浅草公園を管轄する象潟署長は、“犯罪を構成し又は構成せんとする念慮を起すが如きフィルム、姦通、猥褻等の犯罪を来す虞れあるものは勿論恋愛に關し青年子女の劣情を挑発し風紀を紊乱せしむ可き映画”²⁰を禁止又は厳重に取締ると述べ、ともに風俗的観点を強調している。この観点にそって1906(明39)年4月、「宗教裁判」(フランス・パテー社、歴史映画)や1911(大元)年10月「ジゴマ」が上映禁止となった。

しかし他方つとに1908(明41)年2月、“治安に妨害ある”²¹とされて上映禁止になった「仏国大革命」(フランス・パテー社、歴史映画)がある。

そして1917(大6)年7月、映画検閲を規定した「活動写真取締規則」は法的規制の観点として風俗のほか「公安」を明記した。(第10条、第19条、第26条、第40条)。時の保安部長も次のように政治的観点を強調している。“フィルム検閲の目的は、主として公安風俗を紊る虞あるものの取締に在りと雖、猶近時政治問題、思想問題に關し、フィルムを通じて諸種の弊害を釀生するもの勘しとせざるを以て、此点に向って、亦特種の注意を払ひつつあり”²²。実際の検閲標準もこれを次のように反映することとなった。

「フィルム」検閲標準²³

第1条 検閲ハ「フィルム」筋書及映画ニ就キ之ヲ行フ

第2条 筋書ニ相違スル「フィルム」ハ之ヲ認可セサルモノトス

第3条 左ノ各号ノ一二該当スルモノト認ムルトキハ甲種「フィルム」ノ認可ヲ為ササルモノトス

1 皇室若クハ其御先祖ノ尊影ヲ映出シアルモノ

- 2 皇室若クハ其御先祖ニ関スル事項ヲ仕組ミタルモノ
- 3 其他苟クモ皇室ノ尊嚴ヲ損スルノ虞アルモノ
- 4 国家ノ威信ヲ損スルノ虞アルモノ
- 5 国体政体ノ変更其他朝憲紊乱ノ思想ヲ鼓吹又ハ諷刺スルモノ
- 6 現在ノ社会組織打破ノ思想ヲ鼓吹又ハ諷刺スルモノ
- 7 国交上ノ親善ヲ害スルノ虞アルモノ
- 8 偉人若クハ古聖賢ノ威信ヲ失墜スルカ如キ虞アルモノ
- 9 犯罪ノ手段方法ヲ示シ若クハ犯罪又ハ犯人ノ踪跡隠蔽ノ方法ヲ示スモノニシテ模倣心ヲ惹起スル虞アルモノ
- 10 映画面ノ状況惨酷ニ涉ルモノ若クハ醜汚ノ感ヲ与フルモノ
- 11 猥褻ニ涉ルモノ
- 12 姦通ニ関スル事柄ヲ骨子トシテ仕組ミタルモノ
- 13 恋愛ニ関スル事柄ヲ仕組ミタルモノニシテ其内容下劣ニ涉ルモノ
- 14 妄リニ時事ヲ諷刺シ若クハ現存スル人物又ハ家庭ノ内情等ヲ摘発若ハ諷刺スル嫌アルモノ
- 15 励善懲惡ノ趣旨ニ背反シ道義ニ悖ルモノ
- 16 画面毀損若クハ磨滅シ又ハ震動甚タシキモノ
- 17 前各号ノ外公安風俗衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

第4条 左ノ各号ノ一二該当スルモノト認ムルトキハ乙種「フィルム」ノ認可ヲ為ササルモノトス

- 1 前条各号ノ一二該当スルモノ
- 2 男女恋愛ニ関スル事柄ヲ仕組ミタルモノ
- 3 児童ヲシテ学業ヲ怠リ又ハ其心性ヲ粗野浮薄ナラシムルノ傾向アルモノ
- 4 学校又ハ教師ニ関スル事柄ヲ仕組ミタルモノニシテ児童教育上ノ障害ト為リ又ハ教師ノ威信ヲ傷クルノ虞アルモノ
- 5 善良ナル家庭ノ風習ニ著シク反戻スル事柄ヲ仕組ミタルモノ
- 6 悪戯ヲ誘発セシムルノ虞アルモノ
- 7 其他児童ノ智徳ノ發達ヲ阻害スル虞アルモノ

第5条 許否ノ如何ニ依リ世ノ物議ヲ惹起スルノ虞アルモノハ特ニ審議ノ上決定スヘキモノトス

この基準には、当時わが国の支配層が折からの社会不安の中で強く持っていた体制的な危機感

を特に5号、6号などに見ることができよう。関連して取締も厳しくなり，“映画の検閲に一番目の光り出たのは、ロシア革命に次いでではないか”²⁵とみる論者もあるほどである。

「活動写真取締規則」は映画検閲史上正に“ターニング・ポイント”であった。すなわちこの規則は映画検閲が風俗警察の範囲から思想警察の範囲へとその重点を転換したことを意味するものであったからである。にもかかわらず時の警視庁保安部長丸山鶴吉は“活動写真興行と、売淫行為とを同列に見て”，²⁶本規則を制定したとされる。しかし「フィルム」検閲標準を検討すれば両者を同列にみているとはとうてい言うことことができず大問題である。つまり思想警察の問題とすれば「活動写真取締規則」は後にみるように憲法問題が生ずるであろうからである。この点に鑑み丸山は理論構成（法的構成）上強弁したのであろう。

なおこの規則制定後まもない1917（大6）年9月、「観物場取締規則」（明24、警察令第15号）、「演劇取締規則」（明33、警視庁第41号）および「寄席取締規則」（明34、警視庁令第58号）が同時に改正され、新しく同じ条文“警察官署ハ公安風俗又ハ衛生ノ取締上必要アリト認ムルトキバ本章ニ規定スルノ外尚興行ニ関シ制限スルコトアルヘシ”（各第29条ノ2、第41条ノ2および第35条ノ2）が追加された。条文の意義および問題点は「活動写真取締規則」の場合に準じるであろう。

その後1921（大10）年7月、「活動写真取締規則」は廃止され、映画は代って制定された「興行場及興行取締規則」（警視庁令第15号）により規制されることになった。ここにはフィルム検閲基準も明文化されている（第67条）。すなわち本条は“「フィルム」ニシテ左ノ各号ノ一に該当スルトキ”はフィルムを映画興行の用に供することを認可しないとし、次の基準を掲げている。

- 1 勸善懲惡ノ趣旨ニ背戾スルノ虞アリト認ムルトキ
- 2 嫌惡、卑猥又ハ慘酷ニ涉ルノ虞アリト認ムルトキ
- 3 犯罪ノ手段方法ヲ誘致助成スルノ虞アリト認ムルトキ
- 4 濫ニ時事ヲ諷シ又ハ政談ニ紛シキモノト認ムルトキ
- 5 国交親善ヲ阻害スルノ虞アルト認ムルトキ
- 6 教育上悪影響ヲ及ホス虞アリト認ムルトキ
- 7 前条ノ外公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ス虞アルト認ムルトキ

なおこの他に今は審らかに出来ないが“細かくやや例示的になった”²⁷「フィルム検閲標準」があった。

本規則においても政治的觀点（4号および5号、7号）が風俗的觀点とともに検閲基準の双肩をなすと見ることができよう。実際には政治的觀点による検閲に重大な関心がおかれたであろう。

そして1925（大14）年5月、全国統一の検閲法である「活動写真『フィルム』検閲規則」（内務省令第10号）が制定された。ここに検閲基準は、簡単に一般的条項である“公安、風俗又ハ保健

上障害ナシト認ムルトキ”(第3条)が明文化されているだけである。この他に内務省には「査閲内規」があったが、これは“具体的に発表する自由を有しない”性格のものであった。²⁸

ここで公安上の理由とは、当局者によれば，“皇室の尊厳を冒瀆するとか、国家の威信を損傷するとか、朝憲を紊乱するとか、或は社会の根本律則を打破するの思想を包蔵して居るもの、扱は国交上に支障があると云ふ様なもの”²⁹のほか、“犯罪の手段方法を示すとか、或は犯罪又は犯人隠匿の手段方法を示す様なもの”³⁰や“其の模倣心を唆る様なもの”³¹も含まれている。

また、風俗上の理由とは“神仏を冒瀆するとか、惨酷であるとか、醜惡なるもの、淫蕩卑猥なるもの、姦通や、下劣なる恋愛を取扱ったもの、家庭の秘密を表はすもの、人の名譽に関するもの、善良なる家庭の風俗に著しく背反するもの、青少年の志操を荒廃し、智徳の発達を阻害し、其の他教育上の支障あるもの”³²である。

ここにおいても政治的観点と目されるものは、風俗警察ではなく思想警察の問題といわねばならない。

公開されるはずのない「査閲内規」であるが、当時の映画人が紹介しているものは、次のおよそ20項目であった。

- 1 皇室若クハ其御先祖ノ尊影ヲ映出シアルモノ
- 2 皇室若クハ其御先祖ニ関スル事項ヲ仕組ミタルモノ
- 3 其他苟モ皇室ノ尊嚴ヲ損スルノ虞アルモノ
- 4 国家ノ威信ヲ損スル虞アルモノ
- 5 国体政体ノ変更其ノ他朝憲紊乱ノ思想ヲ鼓吹又ハ諷刺スルモノ
- 6 現在ノ社会組織打破ノ思想ヲ鼓吹又ハ諷刺スルモノ
- 7 国交上ノ親善ヲ害スル虞アルモノ
- 8 偉人若ハ古聖賢ノ威信ヲ失墜スルカ如キ虞アルモノ
- 9 犯罪ノ手段方法ヲ示シ若ハ犯罪又ハ犯人ノ綜跡隠蔽ノ方法ヲ示スモノニシテ模倣心ヲ惹起スル虞アルモノ
- 10 映画面ノ状況惨酷ニ涉ルモノ若ハ醜汚ノ感ヲ与フルモノ
- 11 猥褻ニ涉ルモノ
- 12 姦通ニ関スル事柄ヲ骨子トシテ仕組ミタルモノ
- 13 恋愛ニ関スル事柄ヲ仕組ミタルモノニシテ内容下劣ニ涉ルモノ
- 14 妄ニ時事ヲ諷刺シ若ハ現存スル人物又ハ家庭ノ内情等ヲ摘發若ハ諷刺スル嫌アルモノ
- 15 学業及正業ヲ怠リ又ハ心性ヲ粗暴浮薄ナラシムルノ傾向アルモノ
- 16 智徳ノ発達ヲ阻害シ又ハ教育上ノ障害トナルノ虞アルモノ

- 17 児童ノ悪戯ヲ誘発シ又ハ教師ノ威信ヲ傷ツケルノ虞アルモノ
- 18 勸善懲惡ノ趣旨ニ背反シ徳義ニ悖ルモノ
- 19 画面毀損若ハ磨滅シ又ハ震動甚シキモノ
- 20 前各号ノ外公安風俗衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

これは1917年の「活動写真取締規則」に伴う「『フィルム』検閲標準」と大体同じである。というのも省令制定当時、警視庁が依拠していた「フィルム検閲標準」が1917年の「活動写真取締規則」を多少変容したものであったところ、内務省の“検閲方針は大体現行警視庁令に準じ強弱の中間を行くこと”³²と受け取められたのでこのような紹介がなされたのであろう。

内務省の「査閲内規」は“「我等の民族確信」、「我等の生活慣習」と云ふことが二大標的”となっていた。“民族確信”にふれるのは、たとへば“王権蔑視”³³であり“外国、例へば共和国に於きましては、自然人たる君主とか帝王とか云ふものを認めないのでありますから、そう云ふ処で作られた写真には、王権と云ふものを蔑にしたり、或は嘲笑的に取扱ったと云ふ様なものがあるのあります”³⁴というものであった。

検閲の実際は、1927（昭2）年の場合、風俗上の理由に基くものが公安上の理由に基くものはるかに超過している。公安上の理由でカットされるフィルムが激減した理由を当局者は次のように述べている。“公安上の障害は、眼に映ずることも顕著であり、其の及ぶ影響も重且つ大であるので、どうしても風俗上の障害よりは重大に取扱はれ勝ちである。其の甚しいのは、勿論検閲を拒否する結果に陥ることもあるが、一般に風俗上の局部的障害よりも重大なので、当業者の方でも余程慎重なる態度をとる様にならざるを得ない”。³⁵

これは結果の一半を映画業者に帰せしめているが物事の順序を誤まっている。政治的観点からの検閲の厳しさはある映画人に“革命を扱ったり、舞台にしたり、背景にした劇は最も猛烈な制限をうける”³⁶といわせたほどである。のみならず映画を政治教育に利用することも“政府、国家の力としてやる場合はよいけれども、民間で実行しやうとする場合には、取締規則の制限を真向から受けねばならぬ”³⁷とするほどに徹底していたのである。

このように映画検閲をみてくると、当時統治者は民衆が映画を通じて主体的な政治的市民へ形成されてゆくことをいかに警戒したが知られよう。と同時に“今や、時代の旧殻を破って、新たに生まれた革命児の前に、他の一切の発表物は其の地位を譲りつつあります”³⁸時代に、映画検閲を文化警察、とくに思想警察ではなく風俗警察の領域で処理し続けた当局者の便宜主義を糾問せざるをえない。

第3 映画検閲の全国統一化。元来風俗というものは“地方的のものであり、従ってその取締も亦地方的ならざるを得ない”。³⁹映画検閲も初め各興行場の所轄警察署において簡便に行われて

いた。このためその検閲は一定せず、かつ同じフィルムでも興行のつど検閲を受けねばならず問題があった。そこで“せめてフィルムの検閲標準だけでも同一にすべきだし、1910(明43)年11月、警視総監の依命通牒でその基準を示した”。³⁹以下は1913(大2)年8月のある検閲風景である。“試写は検閲を兼ねたもので、(中略)，所轄警察署から警察官が出張して主任弁士の初日に説明を聞きながら、極く手軽に検閲した”。

しかしこれでは各署統一を欠き取締上不便が多いし、他面“「フィルム」の作品としての価値が大きいに高まり、従ってまた観衆に及ぼす影響もだんだんと深刻となって来た”⁴⁰ところから、警視庁は1917(大6)年7月、府県段階としては最初に検閲を統一的に行なうこととした（「活動写真取締規則」、警視庁令第12号）。同時に警視庁は府内に映写室を設け専任検閲係（2名）を置いた。新聞記者出身の橋高広が初代の検閲係長に任せられた。かくして検閲制度はさらに強化された。

その後映画は全国的に普及しその社会的意義はさらに大きくなった。これに伴い府県ごとの映画検閲は煩累と不統一のため、一方で映画業者は映画産業の発展上、他方で内務省は映画の“社会人心ニ及ホスノ影響頗ル大ナル”⁴¹ところから映画検閲は中央に統一することが便宜かつ適当とした。そこで1925(大14)年5月、「活動写真『フィルム』検閲規則」(内務省令第10号)により映画検閲の全国的統一が実現した。同時に検閲機構も拡充され専任主任官として高等官1名が任命され、その下に若干名の判任官が配備されることになった。それは検閲係長 柳井義男(内務事務官)、検閲官 田島太郎(前警視庁検閲官)、伊藤亀雄(同)、石川巧(同)の3名、検閲官補助としての嘱託 斎藤寿郎、松浦晋、田中松次郎、阪本秋男の4名であった。かくして検閲制度は再び強化された。

第四 事前検閲の徹底化。わが国の場合映画検閲はフィルムの検閲の他に、かつて弁士ともいった説明者の説明に対する法的規制をも問題としなければならない。

初め映画検閲は主に事後的な説明の取締であっただろう。というのは映画取締の根拠法であった「觀物場取締規則」には特に事前検閲をうたう条文はなく、検閲関連条文の“警視庁ハ臨時警察官吏ヲシテ監査セシメ本章ノ制限ニ觸レ(る)ト認ムルトキハ其興行ヲ停止スルコトアルヘシ”(第28条)は事後検閲を意味すると解されるからである。1908(明41)年2月に上映禁止となつた「仏国大革命」も事後検閲の例であった。もっとも事前に“活動写真の説明書で検閲する”ことも行われていた。1906(明39)年4月に上映禁止となつた「宗教裁判」は事前検閲の例である。これは“觀物(中略)興行ヲ為サントスル者ハ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察署ヲ経テ警視庁ニ願出免許ヲ受ケ興行終リタルトキハ其旨届出ヘシ(中略)1 場所並觀物ノ種類及其方法 2 興行期限及時間”(「觀物場取締規則」第17条第1項)に基いていたものであろう。

大正初期には事後検閲のほか事前検閲が試写の場において説明者の説明を中心に広く行われるようになった。その模様はたとえば次のとおりである。“さア出来上った我輩は一巻づつ嚴封して西洋物なら汽船に積んで輸入され、会社に買入られて、封切常設館におくる。(中略)そこで封切館の主任者達は其筋の検査官の出張を乞ひ、公の試写をやって其許可をうける。(中略)このとき説明弁士や影台詞係りや、音楽師、囃子方などは、筋書きや台詞のぬき書き(これは撮影所から復写して転送して来る)と首引きで白幕に写った映画を白眼て、少しでも見落さないように皿のような眼をして、台詞や説明に就いて工風をするし、奏楽や囃子鳴物の曲目の選択などに就いて頭を悩ます”⁴⁴。

そして1917(大6)年7月に制定された最初の映画単独立法である「活動写真興行取締規則」(警視庁令第12号)には「フキルムの検閲」(第3章)が説明者取締(第4章)と同時に初めて明文化された。

「フキルムの検閲」は「『フキルム』検閲標準」によれば映画の筋書およびフィルム(狭義)について行われる(第1条)。

警視庁の映画検閲について次のような記録がある。“赤煉瓦庁舎地下室に一台のアーバン機を入れて検閲をやり始めた。当時の検閲官は四・五人居って庁内丈けではやり切れず、常設館や会社へ出張して検閲もやった”⁴⁵。

検閲は、「検閲標準」に従い、その結果、筋書に相違するフィルムは認可せず、“公安風俗を害する虞ある部分は、切除を命じ、或は全部の興行を否認し、或は筋書の訂正を命じ、支障なきものに対してのみ、認可”⁴⁶するものであった。

事後検閲は説明者の説明が対象となる。すなわち警察官の臨検が認められ(第40条)、説明者が“説明ニ際シ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムヘキ言語又ハ所作ヲ為シタルトキ”(第26条第2項)は免許取消、または営業停止の処分をうける。

ここに映画検閲は、およそ事前のフィルム検閲と事後の説明の法的規制とからなるとすることができるよう。両者はフィルム検閲を主としつつも相補完しあって一体をなしており、実務上も説明者の取締は“フィルムの検閲と相俟って、益々発展し行く活動写真を正しく導く為に切に必要”⁴⁷とされていたのである。

さらに1921(大10)年7月の「興行場及興行取締規則」(警視庁令第15号)では「活動写真興行取締規則」の場合と同様の映画検閲があった(フィルム検閲 第66条、第67条、第69条ないし第70条、第75条など)、説明の法的規制、第76条、第82条、第79条、第87条など、臨検 第61条、第79条、第83条、第3条など)。

本規則は、従来の法的規制を集大成し、その規制を立法上さらに明確に規定したものといえよ

う。

そして、統一検閲を規定した「活動写真『フィルム』検閲規則」(内務省令第10号) が続く。この法制下においても映画検閲の基本構造、つまり事前のフィルム検閲（第1条ないし第5条など）と事後の説明の法的規制は変わらない。ただフィルム検閲が内務大臣の行うこととされたのに対し説明の取締は地方庁に留保された。すなわちたとえば警視庁は映画内容の審査には関与せず、“検閲映画及其の説明が果して検閲通り適正に取扱はれいるかどうか”⁴⁸ を取締るわけである。説明の取締が地方警察令に留保された積極的な理由としては一つには後に見るように説明台本検閲の厳格化があり、また説明の映画における地位の変化が挙げられるだろう。

フィルム検閲には形式上の検閲（第2条第1項参照）と内容上の検閲があった。後者はさらに説明台本検閲とフィルム検閲（狭義）とに分かれていた（第3条）。

説明台本検閲は“説明台本の内容が「フィルム」の内容と符一するや否や、且其の用語は公安若は風俗上支障なきかを審査すること”⁴⁹ である。これは“我国に於ては「フィルム」の上映には必ず説明者が附くので、説明の内容も予め審査して置く必要がある”⁵⁰ ため行われるものである。

フィルム検閲（狭義）は“「フィルム」の内容が公安、風俗若は保健上支障なきかを審査すること”⁵¹ である。

両者の関係であるが、フィルム検閲はフィルム検閲（狭義）が主であり、説明台本検閲は“之に従たる関係に於て内容を審査しているにすぎない”⁵²。しかし検閲の場合にはフィルム検閲（狭義）にあたり説明台本は“其の内容を朗読せしめて、一つは「フィルム」の内容と符合せりや、他はそれ自体不穏過激の文句なきやを審査する”⁵³ のであるから両者は不可分離のものとして取扱われる。

審査の結果、問題がなければ検閲済処分がなされる。問題がなければ検閲済処分を拒否する場合と申請者に命じて内容の一部を制限し、または改訂させる場合とがある（第3条）。

内務省の検閲は、説明台本につき“従来府県ノ行ヒシ検閲ニ付テハ簡単ナル筋書ノ提出ヲ以テ足レリトセシモノアリシ”⁵⁴ ところ、梗概、「タイトル」（字幕）、タイトル以外に説明を附するときは“其ノ要旨ヲ各「タイトル」間ニ「フィルム」場面ノ現ハルヘキ順序ニ依リ明瞭ニ記載スル”⁵⁵ ことをそれぞれ要求するもので、きわめて強化されたといえよう。

事後検閲は臨検により行われる（第9条）。臨検は“検閲を経たる「フィルム」並に説明台本を使用せりや、両者の検閲證憑は完全のものなりや、両者の符合せりや、説明は許可台本に即せるものなりや、公安風俗又は保健上の見地より「フィルム」並に説明の觀客に及ぼす影響如何等を検査”⁵⁶ するものである。ここにも形式上の検閲と内容上の検閲とがある。

特に映画の説明についてであるが、それは検閲済説明台本に即したものでなければならなかつ

た。つまり、一言一句台本の通りでなければならないというものではなかったが、“台本の内容と違った検閲の趣旨でない説明をしてはならないのは勿論、其の用語も殊更に不穏、低劣のものであってはならぬ”⁵⁷ というもので、たとえば“勝手に意味を変えて説明するとか、別な事項を附加して説明するとか、故意に内容の一部を省略するとか、殊更に過激、奇矯、犯罪誘致其の他不穏又は卑猥若は不快の言辞を用いてはならぬ”⁵⁸ ということである。これに違反した場合の処分は「興行場及興行取締規則」(警視庁令第15号) 時代とほぼ同様であるが、総じて説明者の法的規制も強化されたといえよう。というのは当局はこれによってフィルム“検閲自体の完璧を期せん”⁵⁹ としたからである。

ちなみに1939（昭14）年4月の「映画法」(法律第66号)においては、映画はその製作に先立つて予め脚本の検閲を経なくてはならぬとする「脚本の事前検閲」(第9条、同施行規則第14条)が規定されるにいたった。そこには「映画統制」の論理が忍び込んで映画検閲の論理を補強していた。

3. 映画検閲法の法形式

警察権は原則として立法府の制定した法律の根拠に基づいてのみ発動しうる。戦前のわが国もこれを建前とする法治国家であった。しかし明治憲法のもとでは法治国思想が不徹底なために、広範な「行政権による立法」が認められ、これらの命令特にいわゆる警察命令は警察権発動の根拠として主要な役割を果たした。映画の法的規制はこの1例であった。

はじめ映画は「観物場取締規則」(明24、警察令第15号)、「活動写真興行取締規則」(大6、警視庁令第12号)、「興行物及興行取締規則」(大10、警視庁令第15号)の各警察命令によって規制された。“警察命令ニ付テハ我国法上法律ニ根拠ヲ要スルノ必要ナキハ憲法第9条ニ依テ明カナリ”⁶⁰ とされたからである。

警察作用によって人民の自由を制限することは必ず命令に依る必要があるというのではなく法律に依りうることは当然であった。そこで映画が“思想交通の一手段”⁶¹ と認められるようになった大正時代の終り頃、「活動写真『フィルム』検閲規則」(大14、内務省令第10号)制定時に、映画検閲は新聞・出版物の場合のように（出版法・明26、新聞紙法・明42），法律の所管事項ではないかという問題が論じられた。

そもそも映画の自由は、表現の自由を保障した明治憲法第29条からみた場合そこにいう“言論著作印行”とは“広く思想を発表する方法を包含する”⁶² から、憲法上十分な根拠を持つはずである。また経済的にも検閲は“出版物の発売頒布の禁止によって与える打撃に優るとも劣らぬ影響を与える”⁶³。このように“人民の権利利害に大関係を有する行政事項は省令よりは勅令、勅令よ

りは法律を以て規定するが、立憲法治国の要諦⁶³である。

外国の立法例も“多くは法律で出て居って、獨逸の「活動写真法」にせよ、米国紐育州の「活動写真取締法」にせよ、法律及施行令を合すれば、堂々40個条に達する大法典”⁶³である。

これに関する内務省の結論は省令制定にみられるように消極説である。その理由として一つには立法技術上の点があげられる。“創業勿々の際果して法条が実際の運用に毫末の支障なきや否や断言を憚るの場合に於て、科罰至らざるなき大取締法令を設け、一朝立法其の宜しさを得ざらんか、之が訂正は頗る困難な手続をする結果、永く其の不便を忍ばざるを得ない事を怖れて、先づ茲に漸進主義を探り、府県令を省令に改むるに止めた”。これは結局臣民の自由権保障よりも当局の取締の便宜をいうもので、それは他に“形式論から言ふならば、法律を以てする方が鄭重であるが、フィルムの現状から言ふならば、省令の方が遙かに彈力性があつてよい”⁶⁴といわれることからも明らかである。

なお映画検閲が命令の所管事項としてもその命令は勅令でなければならないのではないかという問題もあるが、實際は議論されず「映画法」(昭14) 制定時まで久しく官制の一般的授権に基く行政官庁の命令（憲法第9条）であった。

法令の形式的効力の点では映画検閲法は次第に強い効力をもつにいたる。初め映画は見世物の一種として（既述）見世物全体を対象とする一般法の「觀物場取締規則」(明24, 警察令第15号)により規制された。他方後日三大民衆娯楽と呼ばれる寄席・演劇および映画の内、寄席と演劇はそれぞれつとに民衆娯楽としての地位を確立しており取締法規も「演劇取締規則」(明33, 警視庁令第41号) および「寄席取締規則」(明34, 警視庁令第58号) と独自に成立していた。

しかし明治末期以後映画事業はめざましく発展し、映画は伝統的な演劇、寄席に代って民衆娯楽の王座に登り詰めるに至ったのである。そこで1917（大6）年、映画についての単独法である「活動写真興行取締規則」(警視庁令第12号) が制定された。立法理由として“映画多くは輸入品にして、挑発的画面を以て、觀客を呼び、館内亦他の觀物場と異り、暗黒にして衛生上、風俗上弊害少しつせず、殊に児童の教化上、憂慮すべき点多かりし”⁶⁵と、映画興行上固有の問題が指摘されている。ここに映画は立法上見世物（「觀物場取締規則」）から区別され、演劇（「演劇取締規則」）および寄席（「寄席取締規則」）と同列に並んだのである。

さらに、1921（大10）年7月、統一的な文化警察法というべき「興行場及興行取締規則」(警視庁令第15号) が制定された。ここに従来の「觀物場取締規則」、「演劇取締規則」、「寄席取締規則」および「活動写真興行取締規則」は廃止され一本化された。本規則にいう興行とは演劇興行、活動写真興行、演芸興行および觀物興行の4種であるが（第49条），實際上重点がおかれたのは映画興行であった。

そして映画は全国的に普及するが、1925（大14）年5月、「活動写真『フィルム』検閲規則」（内務省令第10号）が制定された。これは映画検閲についての特例を定めた特別法ともいふべく、また省令であるから形式的効力は「興行場及興行取締規則」に一段優位する。

以上のように、1897（明30）年3月、神田錦輝館において映画興行が行われ、1925（大14）年5月、初めて映画の検閲制度が内務省に統一されるまでの40年間、映画検閲法は映画が社会的意義を広げ深めてゆくのを背景に統治の必要から法体系上その地位を高めていった。しかし映画警察は出版警察の権力の創設が議会制定法によったのに対し行政部による立法（命令）によっていた。それは形式的法治主義すらまとめていなかった。かくして日本映画史は“己が生活の間より生み出した活動写真すらも観ることを得ずして、多くの不善（？）を行う民衆をして、せめて活動写真位は呑気に観ることが出来て、其の映画の模倣が出来る位な状態に置かせたい”⁶⁶とする期待が無残に裏切られ政治的文盲の形成が映画により分担されていく過程であったといえよう。

そして東西に軍靴の音が高なる1939（昭14）年、「映画法」（法律第66号）が成立する。これはいうまでもなく形式的効力において旧検閲法規よりも一段と優位する。しかしこの時映画の法的規制の重点は消極的な映画検閲から“積極的ノ指導及統制ニ出”⁶⁷る「映画統制」へ移転していたのである。しかしこれは別稿の課題である（参照、「第1 映画検閲の、映画の法的規制における地位」）。

註

- (1) 社会心理研究所「映画と検閲」南博編『マス・コミュニケーション講座4』、河出書房、1955、99ページ
- (2) 大日本百科辞書編集部編『法律大辞書』、同文館、1911
- (3) 宮沢俊義『憲法講話』、岩波書店、1967、11ページ
- (4) 奥平康弘「検閲制度」鵜飼信成他編『講座日本近代法発達史11』、勁草書房、1967、3ページ
- (5) 武田晃『映画十二講』、素人社、1925、附録132ページ
- (6) 参照、伊藤正己『言論・出版の自由』、岩波書店、1959、133ページ以下
- (7) イエーリング著日沖憲郎訳『権利のための斗争』、岩波書店、1941、27ページ
- (8) 重田忠保『風俗警察の理論と実際』、南郊社、1934、序文、1ページ
- (9) 根岸耕一『映画界の横顔』、超人社、1930、47ページ
- (10) 橘高広『現代娯楽の表裏』、大東出版社、1928、165ページ
- (11) 宮原誠一「教育の本質」、「宮原誠一教育論集第1巻」、国土社、1976、7ページ
- (12) 石井研堂『明治事物起原下』、春陽堂、1944、1288ページ
- (13) 吉山旭光『日本映画界事物起源』、「シネマと演芸社」、1933、120ページ
- (14) 東京日日新聞 1908年2月17日
- (15) 橘高広「活動写真の取締に就いて」高岡黒眼編『活動写真説明者講習会』、大日本説明者協会、1921、137ページ
- (16) “本則ハ検閲ニ關スルモノナルヲ以テ興行ニ關スル府県令ノ規定ハ本則ニ依リ別ニ変更スルモノニ非ス”（大14. 6、警保局長通牒）、重田忠保、前掲書、245頁
- (17) 石井錦樹（内務事務官）「フィルム検閲の省令に関する考察」『日本映画事業総覧大正15年版』、国際映画通信

社, 1925, 60ページ

- (18) 重田忠保, 前掲書, 227ページ
- (19) 柳井義男『活動写真の保護と取締』, 有斐閣, 1929, 390ページ
- (20) 東京朝日新聞 1908年8月26日
- (21) 東京日日新聞 1913年6月27日
- (22) 東京朝日新聞 1908年2月16日, 東京日日新聞 1908年2月17日
- (23) 小幡豊治「活動写真取締」警察講習学友会著・発行『時局講演集』, 1919, 3ページ
- (24) 前掲書, 4ページ
- (25) 笠見恒夫『現代映画十講』, 映画評論社, 1937, 310ページ
- (26) 田中純一郎『日本映画発達史Ⅰ』, 中央公論社, 1975, 405ページ
- (27) 橋高広『映画劇と演劇』, 内田老鶴園, 1922, 84ページ
- (28) 柳井義男, 前掲書, 528ページ
- (29) 柳井義男, 前掲書, 570ページ
- (30) 柳井義男, 前掲書, 571ページ
- (31) 武田晃, 前掲書, 259ページ
- (32) 武田晃, 前掲書, 260ページ
- (33) 柳井義男, 前掲書, 528ページ
- (34) 柳井義男, 前掲書, 572ページ
- (35) 柳井義男, 前掲書, 668ページ
- (36) 武田晃, 前掲書, 264ページ
- (37) 橋高広『現代娯楽の表裏』, 前掲, 161ページ
- (38) 柳井義男, 前掲書, 序文1ページ
- (39) 警視庁編『警視庁史第2巻』, 1960, 664ページ
- (40) 徳川夢声『徳川夢声年代記』, 資文堂書店, 1929, 55ページ
- (41) 柳井義男, 前掲書, 389ページ
- (42) 「川崎警保局長挨拶」, 柳井義男, 前掲書, 395ページ
- (43) 東京日日新聞 1912年10月10日, 『大正編年史第1巻』, 490ページ
- (44) 岡村紫峰『吾輩はフィルムである』, 活動写真雑誌社, 1917, 91ページ
- (45) 橋高広『現代娯楽の表裏』, 前掲, 843ページ
- (46) 小幡豊治, 前掲書, 6ページ
- (47) 橋高広『現代娯楽の表裏』, 前掲, 18ページ
- (48) 柳井義男, 前掲書, 895ページ
- (49) 柳井義男, 前掲書, 454ページ
- (50) 柳井義男, 前掲書, 461ページ
- (51) 柳井義男, 前掲書, 454ページ
- (52) 柳井義男, 前掲書, 463ページ
- (53) 柳井義男, 前掲書, 461ページ
- (54) 柳井義男, 前掲書, 434ページ
- (55) 柳井義男, 前掲書, 435ページ
- (56) 柳井義男, 前掲書, 500ページ

- (57) 柳井義男, 前掲書, 467ページ
- (58) 柳井義男, 前掲書, 500ページ
- (59) 田中二郎『新版行政法下Ⅱ』, 弘文堂, 1969, 270ページ, 参照
- (60) 酒巻芳男『行政警察法論』, 清水書店, 1918, 376ページ
- (61) 柳井義男, 前掲書, 5ページ
- (62) 上杉慎吉『帝国憲法逐条講義』, 日本評論社, 1935, 94ページ
- (63) 石井錦樹, 前掲書, 57ページ
- (64) 柳井義男, 前掲書, 514ページ
- (65) 小幡豊治, 前掲書, 3ページ
- (66) 権田保之助『民衆娯楽問題』, 同人社, 1921, 40ページ
- (67) 岩瀬亮(政友会代議士)「映画国策ニ関スル建議案」(1933年2月, 第64帝国議会), 権田保之助『娯楽教育の研究』, 小学館, 1943, 49ページ

〔本稿は1981年国内留学の, いわば「研究報告書」(「規定」第7条) というべきものである。
なお, 研究にあたり, 東京大学新聞研究所, および同・内川芳美教授のご高配を得た。付
記して感謝申し上げる。〕

[昭和56年9月30日受理]